

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会(令和元年度第3回)	参考資料
令和元年12月19日(木)	1
歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ(第10回)	資料1
令和元年11月15日(金)	

歯科医師臨床研修制度の 次期制度改正について

1. 研修内容について

ワーキンググループでの結論

- ・現行の到達目標は、「基本習熟コース」及び「基本習得コース」から構成されているが、現行の到達目標が設定された当時から、地域包括ケアシステムの構築の推進など社会環境は大きく変化している。社会から求められる歯科医師像の変化や、卒前卒後のシームレスな歯科医師養成にむけた議論が開始されていることから、歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性等も踏まえ、新たな到達目標は、「A. 歯科医師としての基本的価値観」、「B. 資質・能力」、「C. 基本的診療能力」から構成するものとした。
- ・「A. 歯科医師としての基本的価値観」で示すプロフェッショナリズムに関する考え方は、医師・歯科医師共通であると考えられ、各項目における一般目標は、医師臨床研修の「A. 医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)」と同じ項目とした。

ワーキンググループでの結論

- ・「B.資質・能力」については、同じく医学教育モデル・コア・カリキュラムにそって見直された医師臨床研修の到達目標を参考にしつつ、歯学教育モデル・コア・カリキュラムと整合性を図るように目標を設定した。
- ・「C.基本的診療能力」には、「必修」と「選択」からなる新たな到達目標の見直し(案)を作成し、限られた期間で効率的かつ特色のあるプログラムでの臨床研修を実施するため、大学病院、病院歯科、歯科診療所などあらゆる研修実施体制に対応できるようにした。
- ・「必修」について、到達目標を達成するのに必要な症例数の60%以上を含むこととし、「選択」について、「C-1 基本的な診療能力等」から1項目以上、「C-2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」から(2)多職種連携、地域医療の項目を含んだうえで2項目以上を選択することとした。

臨床研修部会でのご意見

- ・理想的な到達目標が構成されている。
- ・各大学が工夫を重ねてクオリティを担保できれば、モデル・コア・カリキュラムの7割くらいは達成できると思う。
- ・臨床研修は臨床実習とどうつないでいけるか、ということと、その後の生涯研修とをどうつないでいけるかということにあると思う。専門医の具体的な議論が進んでいないので、専門医のあり方と温度差なくやらないと、つなぎの役割がうまくいかなくなる。
- ・Cの項目名は「基本的診療業務」なのか、それとも「基本的診療能力」なのか。

臨床研修部会でのご意見

- ・95%の歯科医師が勤務医や開業医なので、地域との関わりが大切になってくるが、現状で保健所研修はどのくらい実施されているのか。
- ・歯科診療所を運営する上で医療管理や社会歯科を研修プログラム内に位置付けないといけないという話は出てきているのか。
- ・新たな到達目標では、訪問診療の研修項目が「選択」になっているが、これでは現状の研修体制や地域包括ケアシステムの推進をしようとする動きから後退するものにならないか。
- ・選択項目が複数の項目にまたがっており、さらに特定の項目を含むというもので、分かりにくいのではないか。

本日の論点

①到達目標の項目名について

- ・到達目標の大分類は、「A.歯科医師としての基本的価値観」、「B.資質・能力」、「C.基本的診療業務」とし、「C.基本的診療業務」の中の分類として、「1 基本的診療能力等」と「2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」としているが、項目名についてどのように考えるか。

②選択方法について

- ・到達目標(案)の在宅療養患者等に対する訪問歯科診療については、現在、「選択」としているが、その位置づけについてどのように考えるか。
- ・到達目標(案)「C.基本的診療業務」の「選択」については、「「1 基本的な診療能力等」から1項目以上、「2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等」から(2)多職種連携、地域医療の項目を含んだうえで2項目以上を選択すること」としているが、その選択の方法についてどのように考えるか。
- ・選択方法がわかりにくい、というご意見をふまえ、新しい到達目標の内容、選択方法等の周知について、どのように考えるか。

ワーキンググループでの結論

- ・360度評価(多面的な評価)を推進する。
- ・協力型臨床研修施設等での評価のあり方について引き続き検討する。
- ・新たな到達目標にあわせた評価方法の標準化・内容について引き続き検討する。

臨床研修部会でのご意見

- ・特段なし

ワーキンググループでの結論

- ・リサーチマインドを養うことは大切であるものの、歯科医師臨床研修においては研修期間1年間のプログラムが大半であり、医師臨床研修の「基礎研究医プログラム」に相当する規定は設けない。
- ・研修歯科医が基礎研究等を行うことについては、研修に支障が出ないように体制整備を行うことを前提に、各大学が状況に応じて研修歯科医の支援方法等(研修時間外に研究を行う等)を検討するものとする。

臨床研修部会でのご意見

- ・臨床研修の専念規定が崩れることにならないか心配である。
- ・大学教員の負担増が懸念される。

本日の論点

- ・研修歯科医が基礎研究等を行うことについては、研修に支障が出ないように体制整備を行うことを前提に、各大学が状況に応じて研修歯科医の支援方法等（研修時間外に研究を行う等）を検討することとしているが、大学の教員の負担も含め、どのように考えるか。

2. 臨床研修施設について

歯科大学における研修体制のあり方
病院歯科における臨床研修の充実
歯科診療所における臨床研修の充実

ワーキンググループでの結論

- ・管理型臨床研修施設に設置する研修管理委員会の機能強化を図り、協力型臨床研修施設等に対して適切な管理や評価を行うこと等、その役割をより明確にする。(例えば、協力型臨床研修施設全体の底上げを図るために、協力型臨床研修施設に対するセミナー開催等の取り組みを推進することなど。)

臨床研修部会でのご意見

- ・(協力型という立場だけでなく)個々の臨床研修施設としての質の保証も必要ではないか。

本日の論点

・これまでの本ワーキンググループにおいて、臨床研修施設の質の向上に関連する内容として、以下の内容について議論を行ってきたが、臨床研修施設の質の向上についてどのように考えるか。

- ①360度評価(多面的な評価)は、指導歯科医等から研修歯科医に対する評価だけでなく、研修歯科医から臨床研修施設に対する評価を盛り込む。
- ②大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講を必須とする。
- ③指導歯科医の更新制を導入する。
- ④プログラム責任者講習会の受講を必須とする。

ワーキンググループでの結論

- ・連携型臨床研修施設の指定基準を見直し、歯科診療の研修を実施する施設は、原則として協力型臨床研修施設2(仮)とし、指導体制や連携方法を明確にする。
- ・研修協力施設のあり方を見直し、へき地・離島診療所、歯科健診等の年に数回の研修を除き、基本的に歯科診療の研修を実施する施設は含まないものとする。

ワーキンググループでの結論

- 連携型臨床研修施設の指定基準を見直し、歯科診療の研修を実施する施設として、協力型臨床研修施設2(仮)とし、指導体制や連携方法をより明確にしてはどうか。
- 研修協力施設のあり方を見直してはどうか。

＜協力型臨床研修施設2(仮)＞

- ① 全身管理に関する研修を含め、歯科診療(歯科健診等の年に数回の研修を除く)の研修を実施する施設とする。
- ② 協力型臨床研修施設2(仮)の管理は管理型臨床研修施設が行う。
- ③ 協力型臨床研修施設2(仮)は、1プログラム内で、協力型臨床研修施設であり、協力型臨床研修施設2(仮)であることを認める。
- ④ 管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設2(仮)で臨床研修施設群を構成し、グループ化研修を前提としないプログラムも認める。(管理+協力のみ/管理+協力+協力2/管理+協力2のみ)
- ⑤ 協力型臨床研修施設2(仮)の研修期間は5日以上30日以内とする。
- ⑥ 常に勤務する歯科医師が1名以上であり、指導歯科医を置くこととする。

臨床研修施設		研修期間	指導歯科医 (*)	常に勤務する 歯科医師	備考
単独型	指定	12月	1名以上	3名以上	
管理型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	3月を超える期間については1月単位として連続しなくともよい。
協力型	指定	連続した 3月以上	1名以上	2名以上	一定の条件を満たす場合(グループ化による研修)は連続性を考慮しなくともよい。
協力型2(仮)	指定	5日以上 30日以内	1名以上	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療を行う医療機関 ・管理型+協力型2(仮)の研修も可 ・グループ化研修を前提としない
(連携型)					<ul style="list-style-type: none"> ・グループ化研修が前提 ・別プログラムが必要
研修協力施設	登録	合計 1月以内	(規定なし)		へき地・離島診療所、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等

(*)同時に受入れる研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

臨床研修部会でのご意見

- ・協力型2(仮)はどのような場面に活用することを想定しているのか。
- ・現行制度では、管理型・協力型ではそれぞれ連続3月以上の研修期間を必要としているが、その規定が崩れないか。
- ・地域によっては指導歯科医講習会の受講機会が少ないために、指導歯科医になることができず、臨床研修施設として指定を受けられない場合がある。このため、やむなく研修協力施設を活用している研修プログラムがあるので、歯科診療を行う施設を指定施設に限定すると成立しなくなる現行プログラムがあるのではないか。

本日の論点

・管理型・協力型については、指定基準として研修期間が連続した3月以上としているが、協力型2(仮)を含む研修プログラムにおける、管理型・協力型での研修期間についてどのように考えるか。

→管理型または協力型の研修期間の途中で協力型2(仮)で研修を実施する場合は、それぞれの研修期間内に協力型2(仮)での研修期間を含んでいても、管理型または協力型の研修期間は連続しているものとして取扱い、管理型または協力型での研修期間は協力型2(仮)を除いて3月以上としてはどうか。

・研修期間を1施設あたり5日以上30日以内とした協力型2(仮)について、複数の協力型2(仮)で研修を実施する場合、研修期間の取扱いをどのように考えるか。

→複数の協力型2(仮)を含むことは可能とするが、最大3施設とし、協力型2(仮)での研修期間は、合計30日以内としてはどうか。

新しい指定基準(案)協力型2(仮)と現行の連携型・研修協力施設

	協力型2(仮)	研修協力施設	(参考)連携型
研修内容	管理型・協力型を補完する内容		協力型を補完する内容
想定する臨床研修施設	全身管理に関する研修を含め、歯科医療に関する研修(歯科健診やへき地・離島診療所等の年に数回の研修を除く)を実施する医療機関	へき地・離島診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字血液センター、各種検診・健診の実施施設等 ※原則として、歯科医療に関する研修を行う病院、診療所は含まないが、医科診療科における病棟研修等を実施する場合は可能とする	
臨床研修施設の指定	他の区分の臨床研修施設(単独型臨床研修施設等)となることができる	—	他の区分の臨床研修施設(単独型臨床研修施設等)となることができない
研修期間	合計5～30日以内	合計1月以内	5～30日以内
研修期間の考え方(位置づけ)	管理型・協力型の研修期間に含めない	単独型・管理型の研修期間に含める	協力型の研修期間に含めない
管理型・協力型の研修期間の途中で別の施設で研修を行う場合の考え方	管理型・協力型の研修期間は連続しているものとして取扱う	単独型・管理型の研修期間は連続しているものとして取扱う	協力型の研修期間は連続しているものとして取扱う
協力型とのグループ化研修	前提としない	—	前提とする
施設の管理	管理型が管理	単独型・管理型が管理	協力型が管理
常に勤務する歯科医師	1人以上	—	1人以上
指導歯科医	常勤	—	常勤

本日の論点

・協力型2(仮)を含む研修プログラムの条件についてどのように考えるか。

(条件案)

① 協力型2(仮)の研修期間について

- ・管理型の研修期間中に含まれる場合は、協力型2(仮)の研修期間は連続すること
- ・協力型の研修期間中に含まれる場合は、協力型2(仮)の研修期間は連続しなくてもよいこと

② 管理型・協力型のそれぞれの研修期間中に協力型2(仮)を含む場合

- ・それぞれ異なる協力型2(仮)で研修を行うこと
- ・一つの協力型2(仮)の研修期間は、管理型と協力型の研修をまたがないこと

③ 管理型の研修期間に協力型2(仮)を含む場合

- ・現行では、管理型の研修期間は月単位としているが、協力型2(仮)を含む場合は月単位でなくてもよいこと

本日の論点

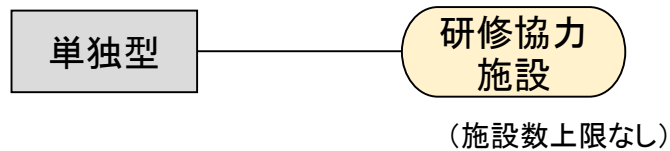
- ・協力型2(仮)を含む研修プログラムの群構成*についてどのように考えるか。
 - 様々な臨床研修施設の組み合わせが考えられることから、可能とする群構成の例を具体的に報告書に示すこととしてはどうか。
- * 群構成: 臨床研修施設が管理型＋協力型もしくは管理型＋協力型＋連携型で臨床研修を実施すること(現行制度)

臨床研修施設の群構成—現行制度

- 現在の歯科医師臨床研修制度では、臨床研修を実施する施設として、指定施設である単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設があり、歯科医師臨床研修が指導歯科医の指導の下、実施されている。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設で研修が実施されている。

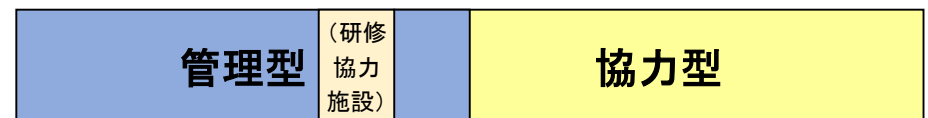
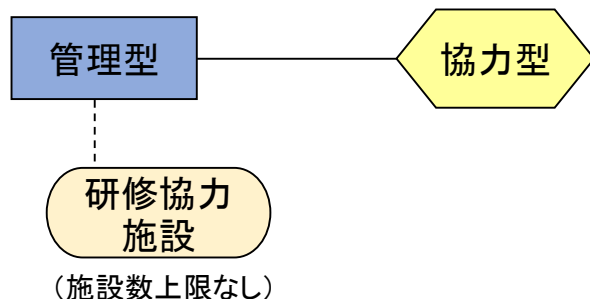
1. 単独型(+研修協力施設)

- 研修期間中、単独型で研修を行うもの。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設(合計1月まで、単独型での研修期間に含む)での研修を実施。



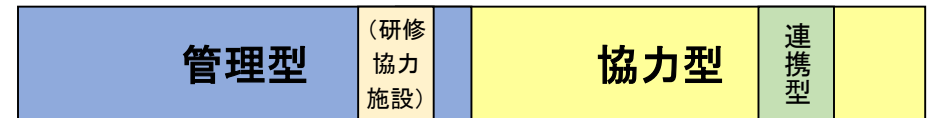
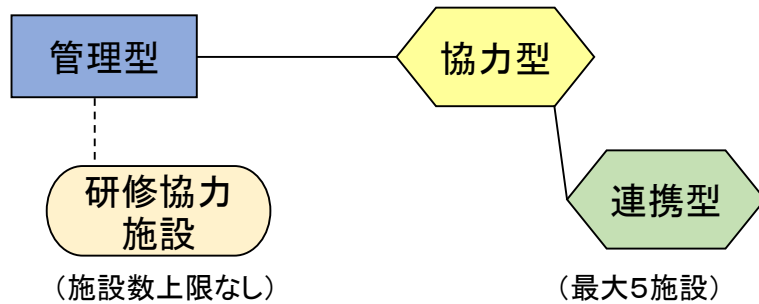
2. 管理型(+研修協力施設)+協力型

- 研修期間中、管理型・協力型で研修を行うもの。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設(合計1月まで、管理型での研修期間に含む)での研修を実施。



3. 管理型(+研修協力施設)+協力型+連携型

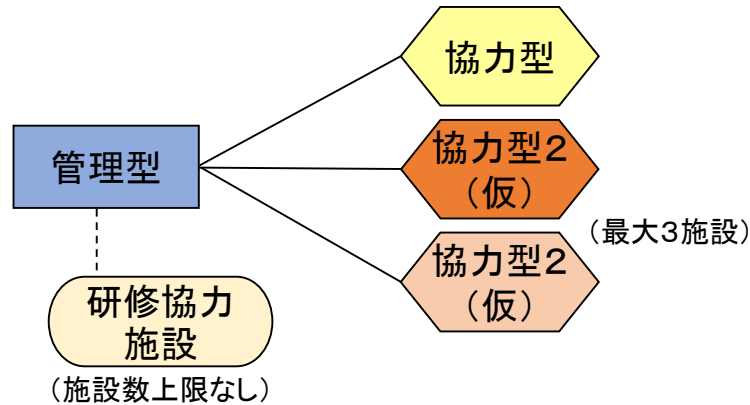
- 研修期間中、管理型・協力型・連携型で研修を行うもの。
- 連携型の管理は協力型が行う。また、連携型の研修期間は、協力型の研修期間に含めない。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設(合計1月まで、管理型での研修期間に含む)での研修を実施。



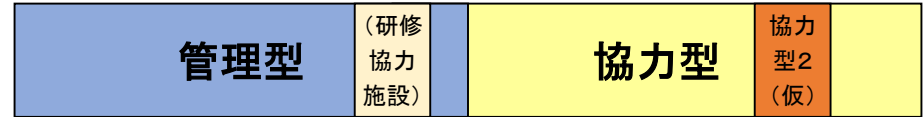
臨床研修施設の群構成—新しい指定基準(案)

4. 管理型(+研修協力施設)+協力型+協力型2(仮)

- 研修期間中、管理型・協力型・協力型2(仮)で研修を行うもの。
- 協力型2(仮)の管理は管理型が行う。また、協力型2(仮)の研修期間は、管理型・協力型の研修期間に含めない。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設(合計1月まで、管理型での研修期間に含む)での研修を実施。



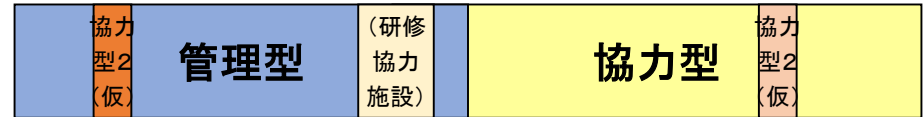
(1) 協力型の研修期間中に協力型2(仮)の研修期間を含む場合



(2) 管理型の研修期間中に協力型2(仮)の研修期間を含む場合

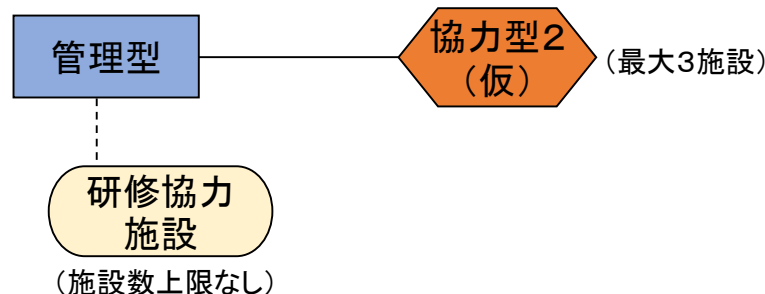


(3) 管理型及び協力型の研修期間中にそれぞれ異なる協力型2(仮)の研修期間を含む場合



5. 管理型(+研修協力施設)+協力型2(仮)

- 研修期間中、管理型・協力型2(仮)で研修を行うもの。
- 協力型2(仮)の管理は管理型が行う。また、協力型2(仮)の研修期間は、管理型の研修期間に含めない。
- 研修プログラムの内容に応じて研修協力施設(合計1月まで、管理型での研修期間に含む)での研修を実施。



協力型2(仮)の研修期間のパターン例①

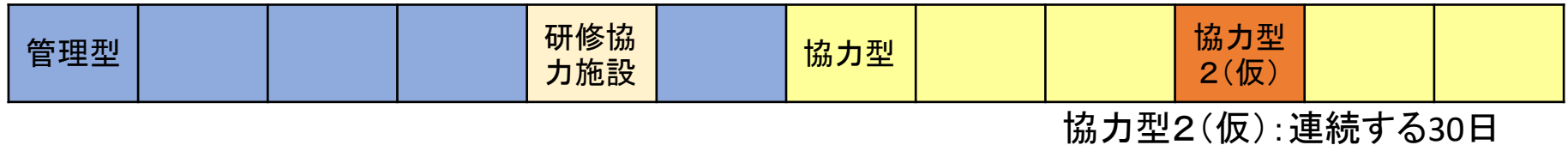
◆ 管理型(+研修協力施設)+協力型+協力型2(仮)

協力型の研修期間中に協力型2(仮)の研修期間を含む場合

- ・協力型での研修期間は協力型2(仮)の研修期間を除く3月以上
- ・協力型2(仮)の研修期間は、協力型の研修期間に含めない
- ・協力型2(仮)での研修期間は、合計30日以内
- ・協力型2(仮)の施設数は、最大3施設

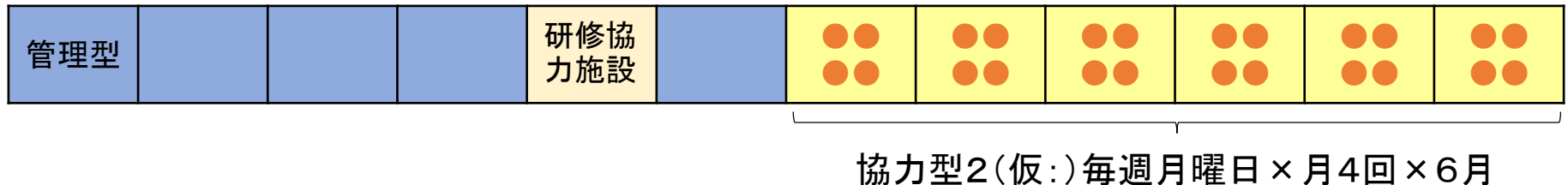
○ パターン1: 協力型2(仮)の研修期間が連続する例

※例1: 管理型6月(うち、研究協力施設1月)+協力型5月+協力型2(仮)[30日連続]で研修する場合



○ パターン2: 協力型2(仮)の研修期間が連続しない例

※例2: 管理型6月(うち、研究協力施設1月)+協力型(157日=6月-24日)
+協力型2(仮)[月4日×6月=合計24日]研修する場合



■ : 管理型

■ : 研修協力施設

■ : 協力型

■● : 協力型2(仮)

協力型2(仮)の研修期間のパターン例②

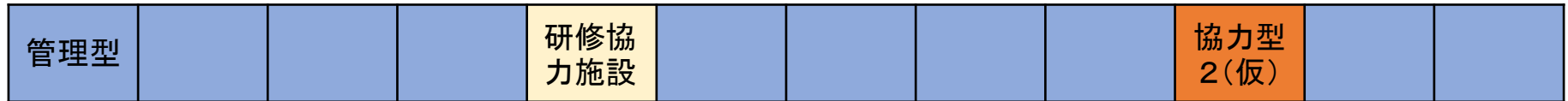
◆ 管理型(+研修協力施設)+協力型2(仮)

管理型の研修期間中に協力型2(仮)の研修期間を含む場合

- ・協力型2(仮)の研修期間は、管理型の研修期間に含めない
- ・協力型2(仮)での研修期間は、合計30日以内
- ・協力型2(仮)の施設数は、最大3施設

○パターン3: 協力型2(仮)の研修期間が連続する例

※例3: 管理型11月(うち、研究協力施設1月)+協力型2(仮)[30日連続]で研修する場合



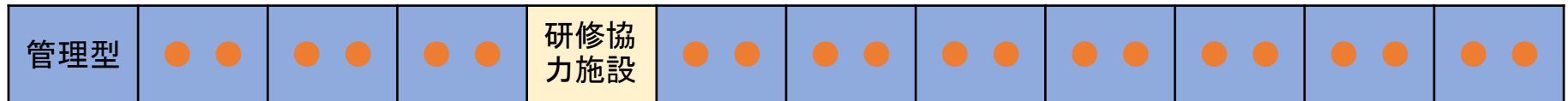
■ : 管理型

■ : 研修協力施設

■ ● : 協力型2(仮)

(参考): 協力型2(仮)の研修期間が連続しない例(事務局案には該当しない例)

※例: 管理型11月(うち、研究協力施設1月)+協力型2(仮)[月2日×10月=20日]で研修する場合



協力型2(仮): 毎週月曜日×月2回×3月

協力型2(仮): 毎週月曜日×月2回×7月

本日の論点

- ・協力型2(仮)の有無で、同一プログラムとして認められる条件についてどのように考えるか。

(条件案)

①研修内容(到達目標)

- ・同一の研修内容が実施可能な群構成であること
- ・協力型と協力型2(仮)の位置付け(役割)を明確にし、研修プログラムに明記すること

②研修期間

- ・管理型又は協力型で臨床研修施設での研修期間が同じであること

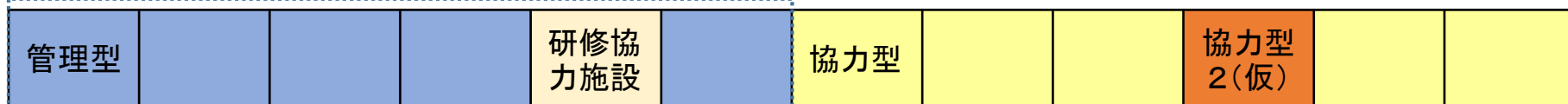
③臨床研修施設数

- ・協力型臨床研修施設数が同一であること

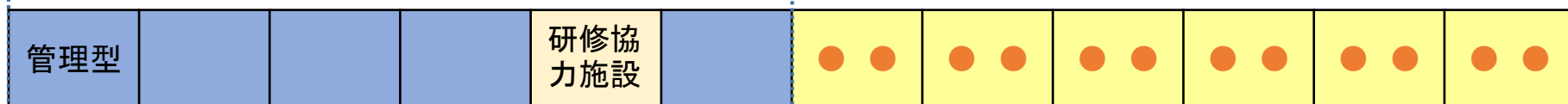
新しい指定基準(案)で同一プログラムとすることを可能とする研修プログラム例(案)①

- 同一プログラムを選択していても、研修歯科医によって、協力型研修期間中に協力型2(仮)で研修を行う場合(パターン1、2)と行わない場合(パターン3)があるが、同一の研修内容が実施可能である場合

パターン1: 協力型期間中に連続する期間、協力型2(仮)で研修をする場合



パターン2: 協力型期間中に連続しない期間、協力型2(仮)で研修をする場合



パターン3: 協力型2(仮)では研修しない場合



管理型の研修期間が同一

■ : 管理型

■ : 研修協力施設

■ : 協力型

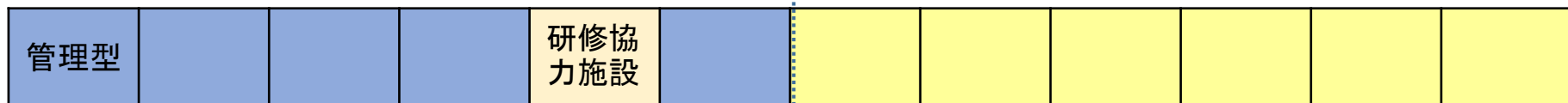
■ ● : 協力型2(仮)

- 同一プログラムを選択していても、研修歯科医によって、管理型研修期間中に協力型2(仮)で研修を行う場合(パターン1)と行わない場合(パターン2)があるが、同一の研修内容が実施可能な場合

パターン1:管理型期間中に連続する期間、協力型2(仮)で研修をする場合



パターン2:協力型(2)で研修しない場合



協力型の研修期間が同一

■ :管理型

■ :研修協力施設

■ :協力型

■ :協力型2(仮)

ワーキンググループでの結論

- ・病院歯科及び診療所の単独型・管理型臨床研修施設に限り、マッチ者がいたにも関わらず、国家試験不合格等により受入れがなかった場合については、受入れがあったものとみなす。
- ・単独型・管理型臨床研修施設で3年連続受け入れ実績のない施設のうち、単独型・管理型臨床研修施設としての指定継続を希望する施設は、「指定継続のための計画書」(仮)を提出のうえで指定継続の可否を判断する。

臨床研修部会でのご意見

- ・ぜひ進めてほしい

ワーキンググループでの結論

- ・3年連続受け入れがなく、指定取消しを申請した施設から再指定申請があった際は、新規指定に準じて取り扱うこととし、併せて「再指定のための計画書」(仮)の提出を求め、その内容も踏まえて審査する。
- ・省令第6条に指定の基準が定められており、「第14条第1項の規定によりに指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないときは指定してはならない」こととあるが、再指定の場合も同様の取扱いとする。

臨床研修部会でのご意見

- ・わかりにくい

2. 臨床研修施設 ⑤ 歯科医師臨床研修予定者のマッチ後の異動に関する特例

ワーキンググループでの結論

- ・マッチ後異動に関する特例は、適切に運用する前提で現行のまま継続、周知する。

臨床研修部会でのご意見

- ・特段なし

2. 臨床研修施設 ⑥ 臨床研修施設の指定基準の見直し

ワーキンググループでの結論

- ・現行の「常に勤務する歯科医師」については、週1日以上勤務する歯科医師による常勤換算を認めることとする。ただし、臨床研修施設は、年間を通じて施設要件を維持するように歯科医師が勤務していること。加えて、研修歯科医が研修を行う日には各臨床研修施設において必要な歯科医師数が配置されていることとする。

臨床研修部会でのご意見

- ・病院歯科において、毎日非常勤の勤務医がいる施設は少ないため、指定基準が緩和される施設は少ないのではないかとと思われる。
- ・一般診療所にとっては運用しやすくなると思われる。

本日の論点

- ・「常に勤務する歯科医師」についてどのように考えるか。

ワーキンググループでの結論

- ・単独型・管理型臨床研修施設として申請する直近の5年間において2年以上の臨床研修の実績があることとする。

臨床研修部会でのご意見

- ・特段なし

3. 指導体制について

ワーキンググループでの結論

- ・大学病院の指導歯科医は、指導歯科医講習会の受講を必須とする。
- ・次項の指導歯科医の更新制と併せて、必要な検討を行う。

ワーキンググループでの結論

- ・指導歯科医講習会の受講方法や内容等について見直す。
- ・指導歯科医は、5年毎の更新制を導入する。
- ・指導歯科医更新のための具体的な方法等については引き続き検討する。
- ・大学病院の指導歯科医を対象とした学内向け指導歯科医講習会についても併せて検討する。

ワーキンググループでの結論

- ・単独型または管理型のプログラム責任者は、プログラム新設後5年以内にプログラム責任者講習会を受講することを必須とする。
- ・研修管理委員会は、プログラム責任者講習会の受講者を研修プログラムの中でより活用できるように促す。
- ・プログラム責任者講習会の実施方法や内容等を見直すことを検討する。

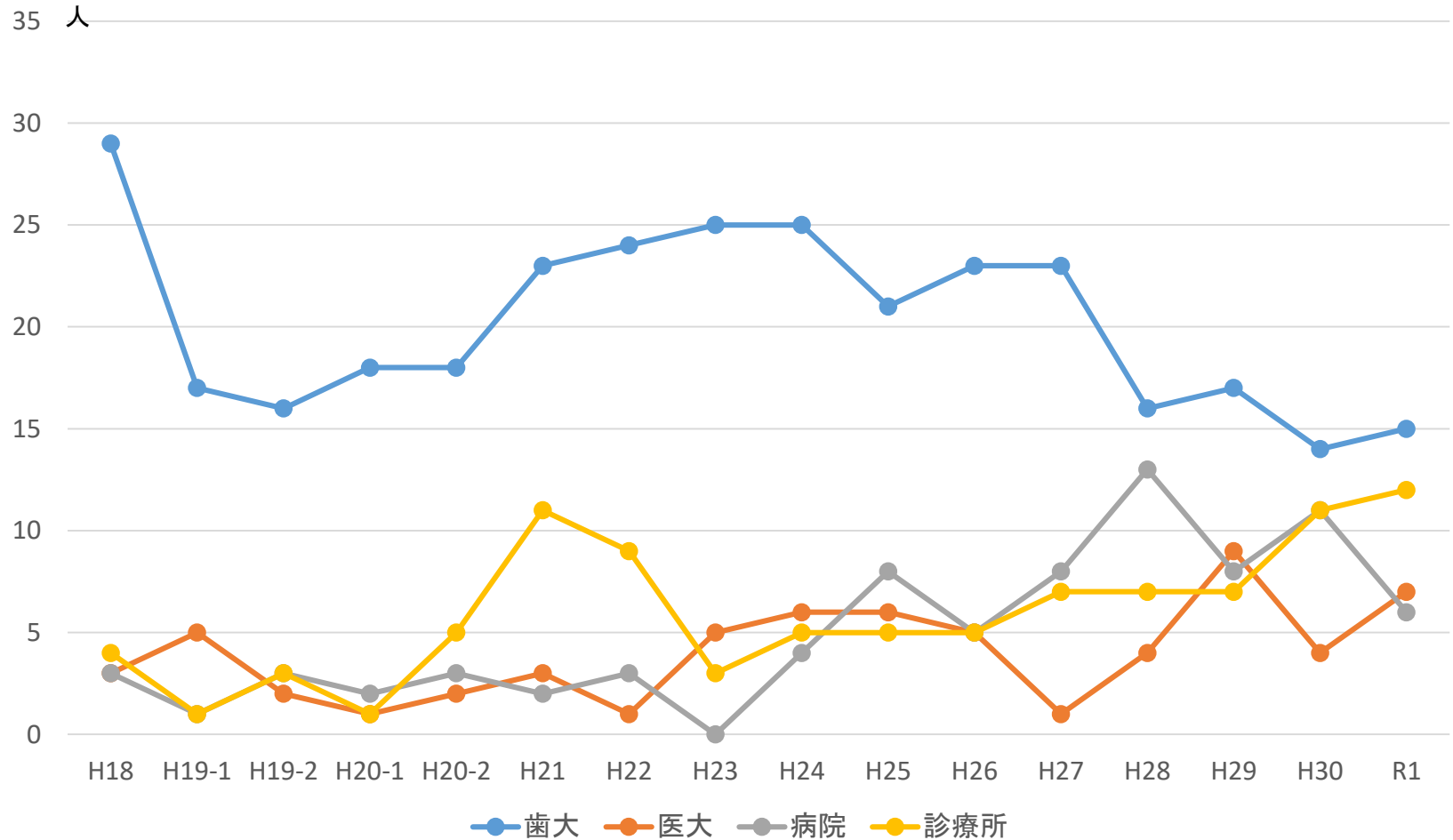
3. 指導体制

臨床研修部会でのご意見

- ・指導歯科医の更新制等全体的な方向性はいいと思うが、更新ためのシステムはどこが所管するのかなど、より現実的なことを考える必要がある。
- ・医師の指導医は更新制になっているのか？
- ・地域によっては指導歯科医講習会の受講機会が少ないために、指導歯科医になることができず、臨床研修施設として指定を受けられない場合がある。指導歯科医講習会の開催回数を増やすなど充実するほうが先決ではないか。

プログラム責任者講習会の受講者の推移

- プログラム責任者講習会は例年1回、定員40名程度で開催している。
(平成19年度、平成20年度は年2回開催、1回あたり受講人数が25名程度)
- 歯学部・歯科大学の関係者(歯学部附属病院・一部指定施設含む)の受講が多いが、近年は、病院、診療所の指導歯科医の受講の受講が増加傾向にある。



本日の論点

- ・指導体制について

→講習会の受講体制や内容等の検討において、部会で指摘された事項も含めて引き続き検討することとしてはどうか。

4. 施行期日

ワーキンググループでの結論

- ・施行の期日は令和3年4月の施行を念頭に議論を進めてきているが、制度の周知期間、臨床研修施設の準備期間を踏まえつつ、項目ごとの具体的な運用開始時期については、経過措置も含めて引き続き検討する。

臨床研修部会でのご意見

- ・特段なし

令和3年度歯科医師臨床研修制度改正に向けたスケジュール(案)

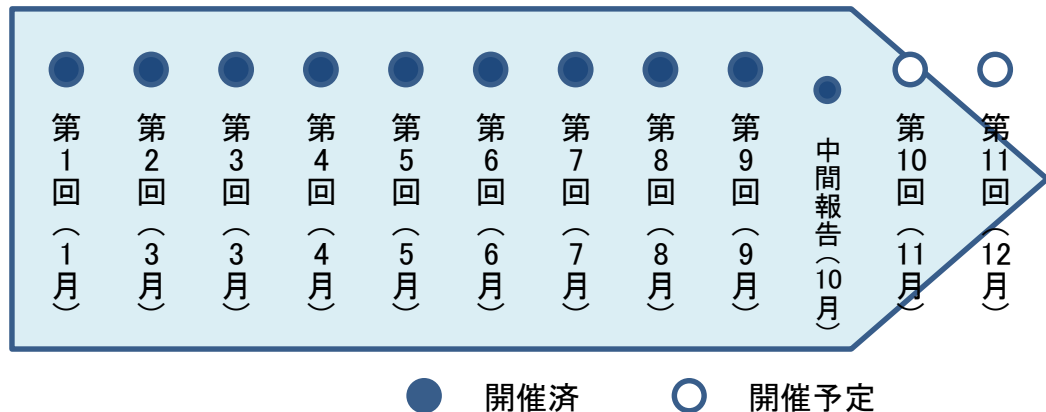
歯科医師臨床研修部会
(令和元年度第2回) 参考資料1

平成30年度	平成31年・令和元年度		令和2年度	令和3年度
12月、1～3月	4～11月	12月、1～3月		4月～

< 歯科医師臨床研修部会 >



< ワーキンググループ >



意見のとりまとめ(令和元年12月末まで)

改正省令案・改正通知案の作成・公示発出

改正省令・改正通知の発出・周知(令和2年3月末まで)

令和3年4月改正省令・改正通知施行
(改正制度下での)臨床研修開始

4. 施行期日

本日の論点

- ・施行期日について

→制度全体の施行期日は令和3年度とし、項目ごとの具体的な運用開始時期については、次ページのとおりとしてはどうか。

令和3年度歯科医師臨床研修制度改正に向けたスケジュール(案)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降
研修内容について	到達目標の見直し		新プログラム提出	新プログラムでの研修(運用)開始	
	多面評価(360度評価)の推進・評価方法の標準化		検討		
	研修歯科医が基礎研究等を行うことについて				
臨床研修施設について	大学病院が管理型臨床研修施設になる場合				
	連携型臨床研修施設・研修協力施設のあり方				
	研修歯科医の受入れがなかった場合				
	指定取消し後の再び指定申請				
	マッチ後の異動に関する特例				
	臨床研修施設の指定基準の見直し				
	無床診療所の新規指定基準				
指導体制について	指導体制／指導歯科医更新制等		検討		

5. 事務手続きの提出期日等について

現状と課題

○プログラムの変更等に際して臨床研修施設が行う主な手続きは以下の表のとおり。
(提出期日が決まっている手続き)

手続きの種別	提出期日	
①臨床研修施設の指定	前年度の6月30日	臨床研修施設の指定を受けようとする場合
②研修プログラムの変更等 (新設を含む。)	前年度の4月30日	プログラムの名称、臨床研修施設の目標、臨床研修を行う分野、研修期間、臨床研修を行う病院・診療所、募集定員を変更する場合
③報告	毎年4月30日	現に行っている研修プログラム、 歯科医師の員数、前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数、施設・設備の状況、前年度に修了した研修歯科医の数、現に受け入れている研修歯科医数、次年度の募集定員・募集・採用方法、臨床研修施設群の状況、その他
④臨床研修施設群の構成 の変更	前年度の6月30日	臨床研修施設群を構成する協力型又は連携型臨床研修施設に変更がある場合

○年次報告(③)以外の手続き(①②④)については、申請内容の一部は年次報告(③)と重複している。

○手続きに必要な書類は、各様式を単独型または管理型臨床研修施設が厚生局に提出することになっているが、年次報告(③)についてはD-REISで登録可能としている。
ただし、D-REISの利用状況は施設によって異っている。

→①②④と③で、様式の提出方法、提出期日が異なるため、重複部分を省略すると厚生局における申請内容の確認が困難。

→現状では、重複する様式についても提出が必要(一部、簡略化しているものもあり)。46

5. 事務手続きの提出期日等について

本日の論点

・臨床研修施設が行う事務手続きについて、提出期日と書類についてどのように考えるか。

→①事務手続きの簡素化の観点等から、提出期日について統一（例えば、4月30日）することとしてはどうか。

②制度改正に伴い、臨床研修施設から提出される様式の変更をし、記載項目について簡素化を図ることとしてはどうか。

臨床研修部会でのご意見

- ・(都心部に集中している)歯科大学・歯学部附属病院での研修歯科医の受け入れ人数を制限できないか。
- ・大学では教員が削減されており、卒前教育で手一杯のこともあり、研修歯科医の指導まで手がまわっていない実情もある。

本日の論点

- 次のような内容で構成してはどうか。
 - ・ 歯科医師臨床研修制度は、平成18年度から必修化され、おおむね5年ごとに制度の見直しを行ってきた。
 - ・ 急速な高齢化に伴い疾病構造が変化するなど、社会に求められる歯科医師の役割は大きく変化している。現在では、地域包括ケアシステムの推進や多職種連携は必須となっている。
 - ・ 社会の変遷に対応すべく、卒前教育の歯学教育モデル・コア・カリキュラムについても、平成28年度に改訂されている。
 - ・ 以上を踏まえ、歯科医師臨床研修の制度の見直しを図るため、合計〇回のWGで、到達目標の見直し内容や大学、病院歯科や診療所それぞれの研修体制や指導体制についても議論を重ねた。

本日の論点

- 次のような内容で構成してはどうか。
 - ・研修歯科医の評価や指導歯科医については、見直しの方向性を示したところであり、今後、具体的な内容や方法を検討する必要がある。
 - ・歯科医師の養成においては、大学における教育に加え、病院歯科や診療所での臨床研修は不可欠である。今回大学以外の臨床研修施設での研修体制を充実等を提言したところであり、大学以外での受け入れ状況を踏まえつつ、次回以降の見直しでも引き続き検討していく。
 - ・社会のニーズに応える歯科医師の資質向上を図るうえで、卒直後の歯科医師臨床研修は重要なものであり、今後も必要に応じて制度の見直しを検討する必要がある。
 - ・今回の制度改正が円滑に運用され、歯科医師臨床研修を通し、国民の歯科保健医療の向上に寄与することを願っている。